

第 1 章

地域福祉計画の 策定にあたって

第1章 地域福祉計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

- ❑ 少子高齢化の進展や単身世帯の増加等に加え、社会経済情勢の変化とともに、人々の暮らし方や働き方、価値観が多様化し、地域社会において人と人とのつながりが弱くなっていると言われ、住民同士の助け合いによる課題解決が難しくなっています。
- ❑ また、ひとり暮らしの高齢者の電球交換やゴミ出し、買い物などの少しの困りごとを頼める人がいないといった悩みをはじめ、壮年期のひきこもり、子育てに悩む保護者の孤立、若年層の貧困、子どもや高齢者に対する虐待、振り込め詐欺などの犯罪被害の増加、孤立死や自殺等の深刻な問題、要配慮者(災害時要援護者)支援の対応など、地域の生活福祉課題は多様化・複雑化、そして深刻化してきています。
- ❑ これまでも、失業、病気、事故、加齢による身体状況等の変化など、自分や家族の努力ではどうにもならない課題や困難にぶつかったときに誰もが安心して暮らせるよう、公的サービスの充実が図られてきましたが、多様化・複雑化した課題に対しては、公的サービスだけでなく、身近な人や地域による支え合いの力を高めていく必要があります。
- ❑ 人と人とのつながりの中で不安を取り除くことができることもあれば、困っていることを周りが早めに気づくことで課題が複雑化、深刻化する前に解決することができるなど、その人にとって望ましい支援につながることも少なくありません。
- ❑ そのため、行政による福祉サービスを充実させることはもちろんのこと、住民一人ひとりが時と場合に応じてお互いに「支える」、「支えられる」ことを意識し、地域の様々な課題に対して、日頃の地域のつながりの中で話し合い、それぞれのできる範囲で主体的に関わり、地域の様々な活動に参画・協働し「支え合う」ことができれば、誰もが安心して暮らすための大きな力となります。地域福祉計画は、こうした取り組みの総合的、計画的な推進を図るための計画です。
- ❑ 本市では、平成17年3月に「誰もがその人らしく安心して暮らせる地域福祉社会の実現」を基本理念として「あまがさきし地域福祉計画」を策定し、平成23年3月には計画の改定を行い、地域福祉の推進に着実に取り組んできました。
- ❑ この間、地域の課題に向き合い魅力的で暮らしやすいまちづくりに取り組む活動が、自治会・町会をはじめ様々な市民活動団体等によって行われています。また、国においても、これまで以上に地域福祉の推進を念頭においた法改正等が行われ、「医療・介護・介護予防・住まい・生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築などの分野別の制度にとどまらない、支援の包括化や地域連携、ネットワークづくりを基本とした取り組みが進められています。
- ❑ こうした取り組みを基礎としながら、社会情勢や福祉ニーズの変化等を踏まえ、市民や様々な市民活動団体等が相互理解を深め、それぞれの自発性、自主性に基づき、まちづくりの当事者として主体的に尼崎市が抱える課題に向き合い、協働し、更なる地域福祉の推進に取り組むために、平成29年度からの第3期「あまがさきし地域福祉計画」を策定しました。

2 計画の位置づけと期間

(1) 法令の根拠

この計画は社会福祉法第 107 条の規定に基づく、市町村地域福祉計画にあたるものです。

同法第 4 条には、「地域福祉を推進すること」の目的を、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が相互に協力しあうことにより「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように」することであるとしています。

社会福祉法抜粋

(地域福祉の推進)

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

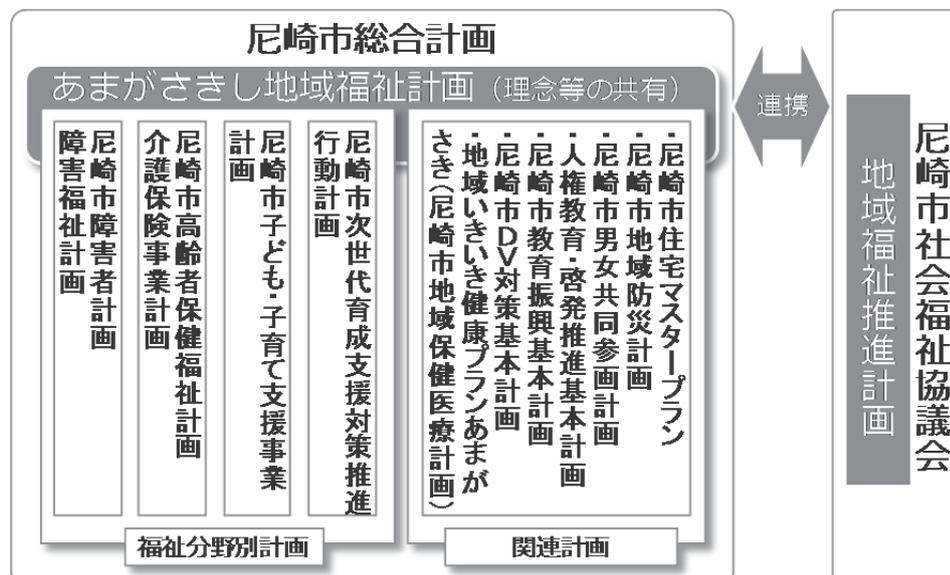
- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 計画の位置づけ

尼崎市総合計画の部門別計画として位置づけるとともに、他の健康・医療、防災等の生活関連領域の諸計画と福祉分野別計画との連携を図る計画です。

また、福祉分野別計画との関連においては、各計画の目標値を達成するための施策は各分野を基本とし、本計画は地域福祉の観点から福祉分野別計画に共通する理念を相互につなぐ役割を果たすとともに、総合的な視点から地域福祉のあり方や地域福祉推進を図る取り組みを示すものです。

さらに、市の策定する地域福祉計画と尼崎市社会福祉協議会が当事者、住民、関係機関、関係団体等の民間の具体的な活動・行動計画として策定する地域福祉推進計画と連携しながら取り組みを進めます。



(3) 計画の期間と関連計画との進行スケジュール

本計画の実施期間は、平成29年度からの5年間とし、3年経過後に計画の見直しに向けた検討を行うことを基本とします。

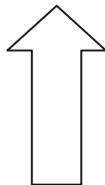
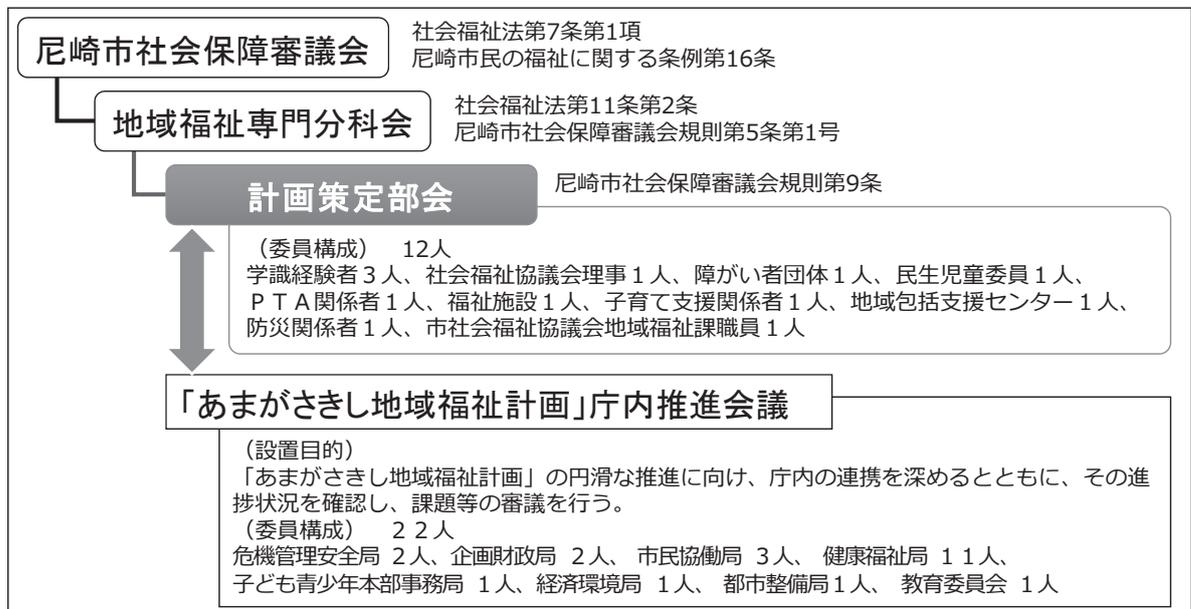
なお、計画期間中であっても、大きな社会情勢の変化や制度の変更が生じる場合や、総合計画に大きな変更が生じたりした場合には、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
尼崎市総合計画	まちづくり構想(H25年度～34年度)					
	まちづくり基本計画前期計画(H25～29年度)		まちづくり基本計画 後期計画(H30～34年度)			
あまがさき地域福祉計画	第2期(H23～28年度)		第3期(H29～33年度)			
尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第6期(H27～29年度)		第7期(H30～32年度)		第8期(H33年度～)	
尼崎市障害者計画・障害福祉計画	第3期(H27～32年度)					
	第4期(H27～29年度)		第5期(H30～32年度)			
尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画	H28年度～31年度				第2期(H32年度～)	
尼崎市子ども・子育て支援事業計画	H27年度～31年度				第2期(H32年度～)	
尼崎市配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画	第2次(H24～29年度)		第3次(H30年度～)			
地域健康プランあまがさき(尼崎市地域保健医療計画)	第2次(H25～29年度)		第3次(H30年度～)			
尼崎市人権教育・啓発推進基本計画	第3次(H22年～31年度)					
尼崎市男女共同参画計画	第2次(H24～28年度)		第3次(H29年度～)			
尼崎市住宅マスタープラン2011	第1次(H24年～32年度)					
尼崎市教育振興基本計画	第2期(H25～29年度)					
尼崎市地域防災計画	必要に応じて随時改定					
尼崎市社会福祉協議会						
地域福祉推進計画	第3期(H23～28年度)		第4期(H29～33年度)			

3 計画の策定プロセス

本計画の策定にあたっては、第2期計画策定のプロセスを参考に関係機関・団体の代表、学識経験者によって構成される「尼崎市社会保障審議会 地域福祉専門分科会 計画策定部会」において、尼崎市の地域福祉を取り巻く現状・課題整理や計画内容の検討を進めるとともに、そうした検討内容をもとに、「あまがさきし地域福祉計画」庁内推進会議を設置し、庁内の関係各課と協議を進めました。

また、市民等を対象としたアンケート調査結果や、尼崎市自治のまちづくり条例の制定に向けた市民懇話会等の市民意見を通じて、地域福祉に関する市民意識、動向、ニーズ把握に努めたほか、尼崎市市民意見聴取プロセス実施要綱に基づき、①本計画策定に係る基本情報及び政策形成プロセス計画書の協議・公表、②市民意向調査、③計画素案の公表及びパブリックコメントの実施、④パブリックコメントの結果の反映及び計画案の公表を実施するなど、市民意見等の反映に努めました。



「あまがさきし地域福祉計画」の評価・推進にかかる意識調査

(調査対象) ①市民 ②民生児童委員 ③市内の福祉事業者 (NPOを含む)